

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

〔1〕市街地の整備改善の必要性

中心市街地にかつて立地していた大規模小売店舗に代わり、伊勢市駅前周辺では、優良建築物等整備事業や伊勢市駅前第一種市街地再開発事業が完成したことや、民間事業者によるホテルの整備が相次いでいる。新型コロナウイルス感染症拡大対策によるにぎわいの創出が低迷しているが、同感染症の収束後は、徐々に回復傾向となり、周辺商店街の空き店舗への出店や、観光客の増加など、にぎわいが戻りつつある。

今後も継続して人口減少、高齢化に対応したコンパクトシティを推進するとともに、商店街を中心とした居心地がよく歩きたくなるまちなかを目指し、歩行者の利便増進や、人が集い憩える空間の確保など、住環境の向上とにぎわい空間の創出を図り、エリアの価値を高めていく。

〔2〕具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業番号】 4-1 【事業名】 まちなかウォークラブル推進事業

【事業実施時期】	令和6年度～令和9年度		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	商店街等において、道路空間へのパークレット整備や民地と一体的な公園の再整備の実施により、ウォークラブルな空間を創出する。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	商業の活性化とまちなか回遊性の向上 都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進		
【目標指標】	日平均歩行者通行量（4商店街） 中心市街地活性化区域内の店舗等の増減数 4商店街の店舗等の増減数 中心市街地の居住人口の社会増減		
【活性化に資する理由】	中心市街地の商店街等において、ウォークラブル空間を創出することで、人々の回遊性の向上や滞在時間の延伸等により、中心市街地の賑わい創出に寄与する。また、地域の魅力を高めることで、中心市街地への居住の促進に繋げていくことから、商業の活性化とまちなか回遊性の向上及び、都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進に必要な事業である。		
【支援措置名】	社会資本整備総合交付金（まちなかウォークラブル推進事業（伊勢市中心市街地活性化区域地区））		
【支援措置実施時期】	令和7年度～令和9年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

【事業番号】 4-2 【事業名】 公園長寿命化事業

【事業実施時期】	平成26年度～令和15年度		
【実施主体】	伊勢市		
【事業内容】	公園の安全・安心を確保しつつ、重点的・効率的な維持管理や更新の投資を行っていくため、公園施設の長寿命化を図る。		
活性化を実現するための位置付け及び必要性			
【目標】	都市機能の強化と活発な地域活動によるまちなか居住の促進		
【目標指標】	中心市街地の居住人口の社会増減		
【活性化に資する理由】	中心市街地周辺にある既存都市公園施設を、市民や来訪者が気軽に憩える空間として、機能保全や改修等の環境整備を行い、安全性確保をするとともに利便性や魅力を向上させ、誰もが居心地良く利用しやすい公園環境を促進し、中心市街地の活発な賑わい創出という目標を達成するために必要な事業である。		
【支援措置名】	防災・安全交付金（都市公園安全・安心対策事業）		
【支援措置実施時期】	令和4年度～令和8年度	【支援主体】	国土交通省
【その他特記事項】			

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし